り災ごみに関する手続き及び必要書類

①り災証明書

大阪南消防組合で発行

|  |  |
| --- | --- |
| **受付時間** | 月曜～金曜　9時00分 から 17時00分 |
| **受付場所** | 藤井寺市青山３丁目６１３番地の８ 　消防本部２階　消防課　調査係  　　　Tel　０７２－９５８－９９３２ |
| **必要な物** | ・印鑑 　・手数料（１通　300円） 　・身分証明証（運転免許証、健康保険証等）＊焼失の場合は結構です。  　＊代理人が取りに来られる場合 　・上記の物 　・委任状 |

②火災ごみ処分手数料減免申請書

必要事項を記入の上、①り災証明書と同時に提出。

③委任状

　柏原市一般廃棄物収集運搬業の許可をもっていない業者に収集運搬を依頼する場合に必要となります。

④現場写真

　火災にあったと判断できる現場の写真を提出してください。

※その他事項

・搬入後、クリーンセンターにて発行される「計量表」と「一般廃棄物通知書」を取りまとめて、全てのり災ごみの搬入終了後、必ず環境対策課までご持参ください。

柏原市役所　環境対策課　環境衛生係

０７２－９７２－１５３４